

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成23年7月4日

【四半期会計期間】 第40期第1四半期(自平成23年2月21日至平成23年5月20日)

【会社名】 イオン九州株式会社

【英訳名】 AEON KYUSHU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡澤正章

【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

【電話番号】 092(441)0611(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 福本剛史

【最寄りの連絡場所】 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

【電話番号】 092(441)0611(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理本部長 福本剛史

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第39期 第1四半期 累計(会計)期間	第40期 第1四半期 累計(会計)期間	第39期
会計期間	自 平成22年 2月21日 至 平成22年 5月20日	自 平成23年 2月21日 至 平成23年 5月20日	自 平成22年 2月21日 至 平成23年 2月20日
売上高 (百万円)	56,392	55,312	239,258
経常利益又は損失() (百万円)	915	497	2,785
四半期(当期)純利益 又は純損失() (百万円)	595	1,235	1,248
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)	3,144	3,144	3,144
発行済株式総数 (千株)	18,787	18,787	18,787
純資産額 (百万円)	18,027	18,427	19,999
総資産額 (百万円)	112,085	106,789	108,779
1株当たり純資産額 (円)	959.58	980.05	1,064.70
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 純損失() (円)	31.71	65.82	66.53
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			66.46
1株当たり配当額 (円)			13
自己資本比率 (%)	16.1	17.2	18.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,783	5,355	7,042
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	795	441	2,373
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,250	4,190	4,161
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	3,898	3,129	4,735
従業員数 (人)	2,546 (8,410)	2,489 (8,280)	2,506 (8,601)

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

5 従業員数の()は外書で、コミュニティ社員(パートタイマー)の平均人員(ただし8時間換算による)であります。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

ん。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年5月20日現在

従業員数(人)	2,489 (8,280)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、親会社等からの出向者2人を含み、親会社等への出向者40人を含んでおりません。また、()は外書でコミュニティ社員(パートタイマー)の平均人員(ただし8時間換算による)を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

(1) セグメント別売上状況

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	前年同四半期比(%)
衣料品	13,580	24.6	94.9
食料品	24,961	45.1	98.2
住居余暇商品	10,012	18.1	98.9
その他	11	0.0	66.8
総合小売事業	48,565	87.8	97.4
ホームセンター事業	6,600	11.9	101.7
その他の事業	146	0.3	363.4
合計	55,312	100.0	98.1

(注)1 各セグメント部門別の取扱商品群は以下のとおりであります。

総合小売事業

衣料品・・・衣料品、靴、鞆、服飾雑貨

食料品・・・食料品

住居余暇商品・・・情報通信機器、化粧品、ドラッグ、日用雑貨、寝具、バス用品等のホームファッション、消耗品等

ホームセンター事業・建材・木材、補修材、家庭用品・日用品、ペット用品、園芸用品、食料品等

その他の事業・・・サイクル関連商品

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 第1四半期会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。前年同四半期比較については、前年同四半期会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

(2) セグメント別仕入状況

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	前年同四半期比(%)
衣料品	8,600	21.3	104.3
食料品	19,158	47.4	96.9
住居余暇商品	7,507	18.6	105.5
その他	8	0.0	62.4
総合小売事業	35,275	87.3	100.3
ホームセンター事業	5,028	12.4	102.7
その他の事業	116	0.3	290.0
合計	40,420	100.0	100.8

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 第1四半期会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。前年同四半期比較については、前年同四半期会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等及び新たな投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生はなく、また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期における九州経済は、各種の政策効果や海外経済の改善などを背景に企業収益が回復し景気の持ち直しが見られつつあったものの、東日本大震災の発生以降、景気の先行きは不透明な状況となり、お客様の生活防衛意識が強まったことで、当社を取り巻く環境は厳しいものとなりました。

このような状況の下、当社は新たな店舗展開を進めるとともに、お客さま満足の上に向けた商品・サービスの提供を行うなど、重点取り組み事項を積極的に推進してまいりました。一方で、個人消費の落ち込みなどによる厳しい経営環境のなか、ローコスト経営に継続的に取り組むことで収益の改善を図りました。

< 当第1四半期の主な取り組み >

- ・総合スーパー（GMS）の「ジャスコ」「サティ」は、2011年3月1日（火）より店舗名称を「イオン」に統一し、販促活動やサービス面も含め、お客さまに分かりやすい店づくりに努めました。
- ・イオングループのデベロッパー会社であるイオンモール株式会社のショッピングセンター「イオンモール大牟田（福岡県大牟田市）」内に、核店舗として「イオン大牟田店」をオープンいたしました。
- ・店舗周辺的环境変化や、多様化するお客さまのニーズに対応するため、「イオン大野城店（福岡県大野城市）」では売場の見直しを図り、改装オープンいたしました。
- ・昨年より進めているサイクル専門店「イオンサイクルショップ」の展開拡大に努め、当第1四半期に福岡県福岡市・福岡県久留米市・福岡県大牟田市・熊本県熊本市・宮崎県都城市に新たに計5店舗を出店し、合計で14店舗となりました。
- ・「吸汗速乾」や「消臭」「抗菌防臭」などの機能を備えたイオンのプライベートブランド「トップバリュ クーリッシュファクト」では、節電しながら快適に夏を過ごしていただくため、インナーに加えて、パジャマ・半袖デザインシャツ・敷パッドを販売するなど展開を強化いたしました。
- ・九州新幹線全線開業を記念し、九州旅客鉄道株式会社・マックスバリュ九州株式会社と、九州の素材を使用した食品や、鉄道グッズなどの共同企画商品を開発し、店頭販売を開始いたしました。
- ・お客さまのお買い物の利便性向上のためイオンの電子マネー「WAON」の販売に取り組むとともに、地域WAON「阿蘇千年の草原WAON」の販売を開始しました。
- ・東日本大震災の発生を受け、被災された地域の復興支援のため店頭や事業所にて募金活動を実施し、お客様からお預かりした募金と当社からの拠出金を合わせ、95百万円を被災された地域の自治体にお届けいたしました。なお、イオングループ全体での支援総額は50億円を超えております。
- ・お買い上げいただいた商品のレシートをお客さまに投函いただくことで、お買い上げ金額の1%をイオンが拠出し、被災地の復興支援に役立てていただく「がんばろう日本！黄色いレシートキャンペーン」を行いました。

< 当第1四半期の業績の概況 >

当第1四半期の営業収益は589億61百万円（前年同期比1.9%減）となりました。

商品の値入率改善や売価変更の削減などによる売上総利益率の向上と設備費を中心とした経費削減により収益が改善したものの、第1四半期の売上構成比が年間でも低い期間となることもあり、営業損失については5億51百万円（前年同期に比べ2億63百万円改善）となりました。

経常損失は4億97百万円（前年同期に比べ4億18百万円改善）、四半期純損失は資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額6億12百万円の計上等により12億35百万円（前年同期に比べ6億40百万円減益）となりました。

報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

(総合小売事業)

総合小売事業の売上高は485億65百万円(前年同期比97.4%)となり、この部門別の売上高は衣料品135億80百万円、食料品249億61百万円、住居余暇商品100億12百万円、その他11百万円となりました。また、同事業のセグメント利益は5億32百万円となりました。

(ホームセンター事業)

ホームセンター事業の売上高は、66億円(前年同期比101.7%)となり、セグメント損失は14百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて19億89百万円減少し、1,067億89百万円となりました。これは主に未収入金の減少(前事業年度末日が金融機関の休日であったため)によるものであります。

負債

当第1四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べて4億17百万円減少し、883億62百万円となりました。これは主に短期借入金が増加しましたが、買掛金及び預り金が減少(前事業年度末日が金融機関の休日であったため)したことによるものであります。

純資産

当第1四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べて15億72百万円減少し、184億27百万円となりました。これは主に利益剰余金の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ16億6百万円減少し、当第1四半期会計期間末には31億29百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は53億55百万円(前年同四半期は77億83百万円の資金の減少)となりました。これは主に、未収入金の減少額13億70百万円、減価償却費12億57百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額6億12百万円等の増加要因に対し、仕入債務の減少額33億29百万円、テナント等からの預り金の減少額28億66百万円、法人税等の支払額15億79百万円、税引前四半期純損失12億8百万円等により、資金が減少したためであります。

前年同四半期対比では、仕入債務の減少額が減少したこと等により24億28百万円支出減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は4億41百万円(前年同四半期は7億95百万円の資金の減少)となりました。これは主に、預り保証金の受入による収入2億38百万円等により資金が増加したのに対し、有形固定資産の取得による支出3億85百万円、預り保証金の返還による支出3億24百万円等により、資金が減少したためであります。

前年同四半期対比では、有形固定資産の取得による支出の減少、預り保証金の受入による収入増により3億54百万円の支出減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は41億90百万円(前年同四半期は82億50百万円の資金の増加)となりました。これは主に、長期借入金の返済により21億64百万円資金が減少しましたが、短期借入金の純増加により66億円資金が増加したためであります。

前年同四半期対比では、有利子負債の削減に努め40億60百万円の収入減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年5月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月4日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,787,619	18,787,619	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	18,787,619	18,787,619		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

平成19年5月8日の株主総会の決議及び平成20年3月11日の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,100 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年5月21日～平成35年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,309 (注2) 資本組入額 655
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。</p> <p>ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。</p> <p>新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割、株式合併を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとする。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり1,308円)を合算しております。なお、各取締役に割当てられた新株予約権の公正な評価単価相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、付与日において合意相殺しております。

第2回新株予約権

平成21年4月6日の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	68
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,800 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年5月21日～平成36年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 929 (注2) 資本組入額 465
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。</p> <p>新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割、株式合併を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または合併の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとする。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり928円)を合算しております。なお、各取締役に割当てられた新株予約権の公正な評価単価相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、付与日において合意相殺しております。

第3回新株予約権

平成22年4月6日の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	61
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,100(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年5月21日～平成37年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,042(注2) 資本組入額 522
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。</p> <p>新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割、株式合併を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとする。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり1,041円)を合算しております。なお、各取締役に割当てられた新株予約権の公正な評価単価相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、付与日において合意相殺しております。

第4回新株予約権

平成23年4月5日の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月20日)
新株予約権の数(個)	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成23年5月21日～平成38年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,286(注2) 資本組入額 644
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。 ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割、株式合併を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとする。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株当たり1,285円)を合算しております。なお、各取締役に割当てられた新株予約権の公正な評価単価相当額については、当該取締役のこれと同額の報酬債権をもって、付与日において合意相殺しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年2月21日 ～平成23年5月20日		18,787,619		3,144		9,192

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,730,700	187,307	
単元未満株式	普通株式 36,619		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	18,787,619		
総株主の議決権		187,307	

平成23年2月20日現在

(注) 1 「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社所有の自己株式41株が含まれております。

2 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年2月20日の株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南 二丁目9番11号	20,300	-	20,300	0.1
計		20,300	-	20,300	0.1

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月
最高(円)	1,389	1,422	1,400
最低(円)	1,101	1,314	1,351

(注) 1 株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2 上記の月別最高・最低株価は毎月1日から月末までのものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)及び前第1四半期累計期間(平成22年2月21日から平成22年5月20日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)及び当第1四半期累計期間(平成23年2月21日から平成23年5月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,129	4,735
受取手形	61	107
売掛金	1,337	1,119
商品	23,001	23,175
その他	6,930	8,098
貸倒引当金	12	15
流動資産合計	34,448	37,221
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	34,832	34,221
その他(純額)	14,272	13,931
有形固定資産合計	¹ 49,105	¹ 48,152
無形固定資産	148	145
投資その他の資産		
差入保証金	² 16,187	² 16,160
その他	6,909	7,109
貸倒引当金	9	10
投資その他の資産合計	23,087	23,260
固定資産合計	72,341	71,558
資産合計	106,789	108,779
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,509	⁴ 2,451
電子記録債務	2,907	-
買掛金	17,870	24,165
短期借入金	12,500	5,900
1年内返済予定の長期借入金	3,414	4,968
コマーシャル・ペーパー	5,000	5,000
未払法人税等	75	1,657
賞与引当金	1,110	703
その他	14,166	15,674
流動負債合計	59,554	60,522
固定負債		
長期借入金	16,975	17,585
退職給付引当金	62	28
資産除去債務	1,229	-
その他	10,541	10,643
固定負債合計	28,808	28,257
負債合計	88,362	88,780

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,144	3,144
資本剰余金	9,192	9,192
利益剰余金	5,259	6,738
自己株式	38	36
株主資本合計	17,558	19,038
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	834	942
評価・換算差額等合計	834	942
新株予約権	34	18
純資産合計	18,427	19,999
負債純資産合計	106,789	108,779

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
売上高	56,392	55,312
売上原価	41,586	40,555
売上総利益	14,806	14,757
その他の営業収入	3,689	3,648
営業総利益	18,496	18,406
販売費及び一般管理費	19,310	18,957
営業損失()	814	551
営業外収益		
受取利息	19	17
受取配当金	15	15
テナント退店違約金受入	-	36
補助金収入	-	49
その他	20	32
営業外収益合計	55	151
営業外費用		
支払利息	110	81
その他	45	16
営業外費用合計	156	97
経常損失()	915	497
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	2
特別利益合計	-	2
特別損失		
固定資産除売却損	2	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	612
その他	-	101
特別損失合計	2	713
税引前四半期純損失()	918	1,208
法人税、住民税及び事業税	50	58
法人税等調整額	373	31
法人税等合計	323	26
四半期純損失()	595	1,235

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	918	1,208
減価償却費	1,420	1,257
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	612
賞与引当金の増減額(は減少)	583	406
退職給付引当金の増減額(は減少)	-	33
受取利息及び受取配当金	34	33
支払利息	110	81
有形固定資産除売却損益(は益)	2	-
売上債権の増減額(は増加)	186	173
たな卸資産の増減額(は増加)	1,532	164
未収入金の増減額(は増加)	925	1,370
仕入債務の増減額(は減少)	5,389	3,329
預り金の増減額(は減少)	2,947	2,866
その他	281	31
小計	7,035	3,653
利息及び配当金の受取額	20	18
利息の支払額	162	141
法人税等の支払額	606	1,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,783	5,355
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	654	385
差入保証金の差入による支出	15	65
差入保証金の回収による収入	60	107
預り保証金の受入による収入	88	238
預り保証金の返還による支出	223	324
長期前払費用の取得による支出	26	-
その他	24	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	795	441
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	7,200	6,600
長期借入れによる収入	4,300	-
長期借入金の返済による支出	3,062	2,164
自己株式の増減額(は増加)	0	1
配当金の支払額	187	243
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,250	4,190
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	329	1,606
現金及び現金同等物の期首残高	4,228	4,735
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,898	3,129

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年2月21日至 平成23年5月20日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失は、それぞれ16百万円増加しており、税引前四半期純損失は628百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,210百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)

特に記載すべき事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成23年2月21日 至 平成23年5月20日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、50,160百万円です。</p> <p>2 差入保証金 当社は、建設協力金により建設された店舗の賃借に係る差入保証金につき、店舗賃貸借契約の一部である金銭消費貸借契約条項に基づく返還請求権を特別目的会社であるジェイ・ワン アセッツコーポレーションに売却しております。 当該取引に伴い会計上売却処理した差入保証金（当四半期末未償還残高1,353百万円）については、原債務者が支払不能等に陥った場合等の特定の事由が発生した場合、返還請求権をイオンリテール株式会社に売り渡す選択権が付与されております。なお、選択権行使によりイオンリテール株式会社が返還請求権を買い取った場合には、同社は買い取った返還請求権を当社に売り渡す選択権を有しております。 また、ジェイ・ワン アセッツコーポレーションが選択権を行使した場合に解約することとなるヘッジ目的の金利スワップ契約の解約損益はイオンリテール株式会社に帰属しますが、イオンリテール株式会社が買い取った返還請求権を当社に売り渡す選択権を行使した場合には、当該解約損益は当社に帰属することとなります。 なお、当四半期末現在の当該金利スワップ契約の時価評価差損の総額は76百万円です。</p> <p>3 偶発債務 有限会社メビウスアルファ（特別目的会社）は、当社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借り入れていますが、当社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関は、当該特別目的会社に対する貸付債権の一部（当四半期末現在2,670百万円）当社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。 なお、当該契約により当社が貸付債権を取得した場合には、当社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約（当四半期末現在の解約不能期間の未経過リース料3,523百万円）を終了することができます。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、48,685百万円です。</p> <p>2 差入保証金 当社は、建設協力金により建設された店舗の賃借に係る差入保証金につき、店舗賃貸借契約の一部である金銭消費貸借契約条項に基づく返還請求権を特別目的会社であるジェイ・ワン アセッツコーポレーションに売却しております。 当該取引に伴い会計上売却処理した差入保証金（当事業年度末未償還残高1,567百万円）については、原債務者が支払不能等に陥った場合等の特定の事由が発生した場合、返還請求権をイオンリテール株式会社に売り渡す選択権が付与されております。なお、選択権行使によりイオンリテール株式会社が返還請求権を買い取った場合には、同社は買い取った返還請求権を当社に売り渡す選択権を有しております。 また、ジェイ・ワン アセッツコーポレーションが選択権を行使した場合に解約することとなるヘッジ目的の金利スワップ契約の解約損益はイオンリテール株式会社に帰属しますが、イオンリテール株式会社が買い取った返還請求権を当社に売り渡す選択権を行使した場合には、当該解約損益は当社に帰属することとなります。 なお、当事業年度末現在の当該金利スワップ契約の時価評価差損の総額は81百万円です。</p> <p>3 偶発債務 有限会社メビウスアルファ（特別目的会社）は、当社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借り入れていますが、当社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関は、当該特別目的会社に対する貸付債権の一部（当事業年度末現在2,670百万円）を当社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。 なお、当該契約により当社が貸付債権を取得した場合には、当社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約（当事業年度末現在の解約不能期間の未経過リース料3,693百万円）を終了することができます。</p> <p>4 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。 支払手形 93百万円</p>

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、 次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、 次のとおりであります。
給料・賞与 5,982百万円	給料・賞与 5,939百万円
退職給付費用 157百万円	退職給付費用 170百万円
賞与引当金繰入額 719百万円	賞与引当金繰入額 671百万円
地代家賃 3,909百万円	地代家賃 3,874百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高 と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成22年5月20日現在)	現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高 と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 (平成23年5月20日現在)
現金及び預金 3,898百万円	現金及び預金 3,129百万円
現金及び現金同等物 3,898百万円	現金及び現金同等物 3,129百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月20日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年2月21日至平成23年5月20日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 18,787,619株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 20,866株

3 新株予約権の四半期会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 34百万円

(注) 上記のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は16百万円であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年4月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	243百万円	13円	平成23年2月20日	平成23年4月25日

(2) 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動

記載すべき事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成23年2月21日至平成23年5月20日)

当第1四半期会計期間におけるリース取引残高は、前事業年末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(金融商品関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月20日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月20日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月20日)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成23年2月21日至平成23年5月20日)

四半期財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成23年2月21日至平成23年5月20日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期累計期間(自平成23年2月21日至平成23年5月20日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月20日)

資産除去債務の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、当第1四半期会計期間の期首に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、衣料品、食料品、住居余暇関連商品等を販売する小売事業を展開しており、販売する商品及び販売形態により、「総合小売事業」「ホームセンター事業」の2つを報告セグメントとしております。

「総合小売事業」は、衣料品、食料品、住居余暇関連商品など全般を提供しており、「イオン」の店名で運営する総合スーパー（GMS）と「イオンスーパーセンター」の店名で運営するディスカウントストア（DS）を展開しております。

「ホームセンター事業」は、建材、園芸用品、ペット関連商品などを販売しており、「ホームワイド」「スーパーワイドマート」の店名でホームセンター（HC）を運営しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間（自平成23年2月21日 至 平成23年5月20日）

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	四半期 損益計算書 計上額 (注)4
	総合小売事業	ホームセンター事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	48,565	6,600	55,166	146	55,312	-	55,312
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	48,565	6,600	55,166	146	55,312	-	55,312
セグメント利益又は損失() (注)1	532	14	517	24	493	1,044	551

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、社内管理利益によっております。

2. 「その他」の区分は総合小売業とホームセンター事業に属さない販売形態の店舗で、現在は「イオンサイクルショップ」の店名でサイクル専門店を展開しております。

3. セグメント利益又は損失()の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社管理部門の一般管理費であります。

4. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(1) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) のれん等に関する情報については、該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月20日)

賃貸用不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
1株当たり純資産額 980円05銭	1株当たり純資産額 1,064円70銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月20日)	前事業年度末 (平成23年2月20日)
純資産の部の合計額(百万円)	18,427	19,999
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	34	18
(うち新株予約権)	(34)	(18)
普通株式に係る四半期会計期間末(事業年度末)の 純資産額(百万円)	18,392	19,981
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期会 計期間末(事業年度末)の普通株式の数(千株)	18,766	18,767

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
1株当たり四半期純損失 31円71銭	1株当たり四半期純損失 65円82銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成22年2月21日 至平成22年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年2月21日 至平成23年5月20日)
四半期純損失(百万円)	595	1,235
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	595	1,235
普通株式の期中平均株式数(千株)	18,765	18,767
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在 株式で前事業年度末から重要な変動があったも の概要	潜在株式の種類 第3回新株予約権 潜在株式の数 68個 この詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況(2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりでありま す。	潜在株式の種類 第4回新株予約権 潜在株式の数 130個 この詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の 状況(2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりでありま す。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

当第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間における配当に関する取締役会決議の内容については、「第5 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（株主資本等関係）4 配当に関する事項」に記載のとおりであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 6月28日

イオン九州株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸 林 信 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 尾 政 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 畑 秀 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン九州株式会社の平成22年2月21日から平成23年2月20日までの第39期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年2月21日から平成22年5月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年2月21日から平成22年5月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イオン九州株式会社の平成22年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 6月29日

イオン九州株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松尾 政治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 城戸 昭博

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン九州株式会社の平成23年2月21日から平成24年2月20日までの第40期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年2月21日から平成23年5月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年2月21日から平成23年5月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イオン九州株式会社の平成23年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。